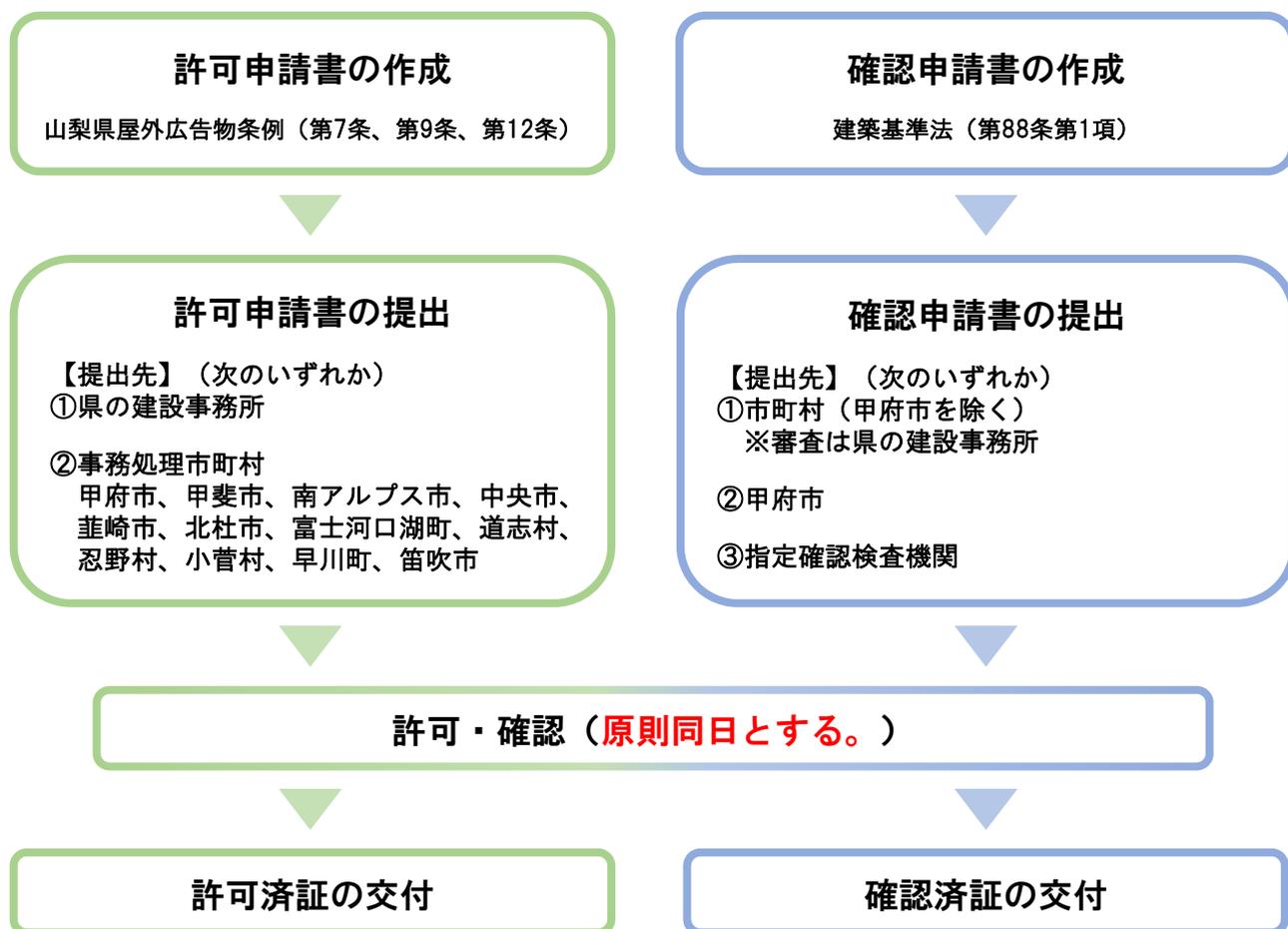


『屋外広告物許可申請』と『工作物確認申請』の調整について (建植広告物の許可の流れ)

高さが4mを超える広告塔等は、山梨県屋外広告物条例による許可申請（自家用広告物等、申請が不要となる場合を除く）と、建築基準法による工作物の確認申請の両方が必要になります。
なお、関係法令（道路法の占用許可等）についてもご注意ください。



◆問い合わせ先

【屋外広告物許可申請】

- ・ 中北建設事務所 TEL：055-224-1677
- ・ 峡東建設事務所 TEL：0553-20-2717
- ・ 峡南建設事務所 TEL：055-240-4120
- ・ 富士・東部建設事務所 TEL：0554-22-7836

※次のいずれかの場合は各市町村へ

- | | | | |
|----------|------------------|-------|------------------|
| ・ 甲府市 | TEL：055-237-5829 | ・ 甲斐市 | TEL：055-278-1668 |
| ・ 南アルプス市 | TEL：055-282-6397 | ・ 中央市 | TEL：055-274-1130 |
| ・ 韮崎市 | TEL：0551-22-1111 | ・ 北杜市 | TEL：0551-42-1361 |
| ・ 富士河口湖町 | TEL：0555-72-1976 | ・ 道志村 | TEL：0554-52-2114 |
| ・ 忍野村 | TEL：0555-84-7781 | ・ 小菅村 | TEL：0428-87-0111 |
| ・ 早川町 | TEL：0556-45-2511 | ・ 笛吹市 | TEL：055-261-3334 |

【工作物確認申請】

- ・ 中北建設事務所 TEL：055-224-1674
- ・ 峡東建設事務所 TEL：0553-20-2718
- ・ 峡南建設事務所 TEL：055-240-4133
- ・ 富士・東部建設事務所 TEL：0554-22-7817